

被ばく労働に関する関係省庁交渉議事録

日時 2012年7月6日

場所 衆議院第2議員会館多目的会議室

主催団体

原子力資料情報室

ヒバク反対キャンペーン

原水爆禁止日本国民会議

アジア太平洋資料センター (PARC)

福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト

全国労働安全衛生センター連絡会議

参加省庁・担当者

文部科学省

原子力損害賠償対策室 瀬戸

環境省

放射性物質汚染対処特措法施行チーム 中村 その他数名

厚生労働省

労働基準局監督課 宮本

安全衛生部労働衛生課 安井 その他数名

経済産業省

資源エネルギー庁事故収束対応室 杉山

注1：要請項目5の②、③は文部科学省との調整に不手際があり、回答がなかった。

注2：役所側担当者の名前が確認できなかったものについては発言者名に省庁の名称を記載している。

飯田：係長の瀬戸さんにおいで頂いております。要請項目の5に関する回答を頂きまして議論していきたいと思っております。

瀬戸：文部科学省原子力損害賠償対策室の瀬戸と申します。要望項目の5について回答します。文部科学省に紛争審査会が設置されています。昨年の夏に示しました中間指針においては放射線被ばくによる生命・身体的損害として晩発性の放射線障害にも言及しています。本件事故によりまして放射線を受けて、そのことが原因で生じた障害については賠償すべき損害であるという旨が明記されています。ご要望の中では認定基準をさらに具体的に作成をすべきであるというご指摘を頂いております。今年の3月でございましたでしょうか、同じこの場所だったかと思っておりますけれども要望を頂きまして、その際のご意見も持ち帰りまして部内で共有をして議論をさせて頂きましたけれども、やはり本件事故に係る晩発性の障害については個別具体的な事情がおそらく様々出てくるかと存じます。現時点で何か一定の基準を設けてそこに当てはまらない方は除外ということはせずに個々の事情をお伺いしながら対応すべきであるというのが現在の方針です。

飯田：続けて頂いて結構です。

瀬戸：7につきましてはもう一人の者が担当しています。

飯田：放管手帳の件ですか？

瀬戸：はい。こちらはもう1つ担当の部署の者が遅れているようでございますので、まずは項目5の方をお伺いできればと思います。

飯田：①について議論してみたいと思っております。

参加者：いま基準を設けてしまうとそこから漏れてしまう人がいるから個別具体的に因果関係の認定をしたいと言われましたが、そういう恣意的なやり方ですと状況によって変わったり、あるいは認定をおこなう人の認識の仕方によってかえって補償から除外されてしまう人が出るんじゃないでしょうか。基準が最大限の人々を包括するような形で決定して、その上で個別具体的に検討するっていうのが被害者救済の立場からすると原則なんではないでしょうか。話が逆転してませんか？

瀬戸：晩発性の障害に限らず現在すでにあります損害賠償の論点に関しましても国や東京電力で例えば個別に立証する必要がある際になかなか対応が遅いというご指摘は他の損害に関しましても多々、頂戴しております。ただ、そういった事がないようにくれぐれも被害者の皆様の立場に立って対応するようにと私どもも大臣から言われておりますので、そういった事がないように柔軟に迅速に対応をしてまいりたいと思っております。

参加者：運用の問題ではなくて、まず基準を最大限の人々を救済できるようなレベルでもって決めるっ

ていうのが指針になっていくんじゃないんですか。それなしで具体的にやりたいとか等々と言っても非常に恣意的になる場合があるし、偶然に左右される場合もあるわけで、それがかえって救済漏れを多発させるんじゃないかと言ってるんです。考え方を逆転させる必要があるんじゃないかと言ってます。

川本：補足でいいですか。ものすごい勘違いしているのは、請求そのものがないんですよ。病名を列挙しないとまず。それは労災で散々議論している話なんです。例えば過労死で月 80 時間残業したら認定されますよっていう基準が決まると、じゃあ 70 時間の人は請求できないのかっていう風に勘違いされる方もいるかもしれません。違うんですよ。80 時間残業したら、過労で脳梗塞で亡くなられた場合は請求できるかもしれんという事が知れ渡れば 75 時間の人も 60 時間の人も請求するんです。20 年前だったら脳梗塞じゃ労災なんかにならないだろうとみんな思っていたわけです。それが 100 時間、80 時間残業をする人が出たらこれは労災になるかもしれないっていう事に気が付いて、そしたら 50 時間の人も 20 時間の人も請求するんですよ。かつちり決めたら裾きりになりますよ。だけど晩発性障害が何かなんか知ってる人がどれだけおるんですか世の中に。ここにいる人たちは白血病だとか多発性骨髄腫だ、悪性リンパ腫だ、場合によっては何とかガンも出てきますよ。だけど普通の人はそういう風には思わない。なんか具合が悪くなったら全部そのせいちゃうかか、あるいはこんな珍しい病気があるとか。だからまず、具体的な病名を列挙して病気によっては認められる被ばくの数字ではっきりしてるものもあればよくわからないものもあるわけですよ。そこはあいまいにしたって良いわけですよ、変な話。誤解を招かない、請求を差し控えるような数字はもちろん無いほうがいいです。だけど、こういうのがあり得るんだっていう可能性で良いから目安みたいなものを出すのは当然じゃないかっていうのを言ってるんです。ぜんぜん逆ですよ。もっと言えば、東京電力は多発性骨髄腫が原発で働いて被ばくしたことが原因で、70 ミリ 80 ミリ浴びていた人が裁判やったら、そんな事を言ってるのはあなただけだと言ってらるんですよ、東京電力は。100 ミリシーベルト以下だったらなんともないっていう理屈で東電はそういう風に考えている。それを基準にしろとは言わないですよ。東京電力は労災で認めてるやつだってそれは違うんだなんて事を言うてるんですよ。そんなところに任せておいたらいかんですよ。国として、被ばくが原因でこういう事が起こりうるんだという事を 1 つの目安として出すことで初めて請求してみようかなっていう気になるんです。それがなければみんなわからないですよ。誰だって病気になったり、死んだりするわけだから。それがもしかしたら原発が原因じゃないかと思うかどうかは一定の基準のものを出さないと無理ですよ。それをもう 1 回具体的に検討してほしいんですよ。部内で検討されたというのであれば。

参加者：下請業者は労災申請をすると首を切られるんじゃないかとか、あるいは自分が所属する下請け会社が元請けから仕事を奪われてしまうんじゃないかとか、日々、そういう事を感じながら働いています。労働者の命や健康を守るというときに現在の下請け制度の下では国の役割っていうのは大きいんだと思うんです。東電とか、あるいは鹿島等の元請会社。そういう利害関係を越えたところで被ばく労働者の健康・いのちについてぜひ国が積極的な指針を示してほしい。そうでない限り、労災申請なんかそんな簡単にできることじゃないんですよ。首を切られたり、下請で排除されたりするってことはもう生きていけないって事なんで、そこが現状について認識が全くないんじゃないかって思うんですが。ぜひ積極的な指針を出してほしいと。

瀬戸：恐縮ですがわたくし、この場で責任を持ってこういう方向で検討しますとは申し上げられないんですが、頂きましたご意見を部内でも再度、共有させて頂きたいと思います。また、そもそも指針がないと自分が原発による障害を受けたのではないかという事がわからないというご指摘はとっても勉強になります。こういったご意見があることを踏まえまして、それが果たして具体的な指針なのか、あるいは別の広報活動なのかは今後の検討課題かと思えますけれども、持ち帰って部内に再度伝えさせて頂きたいと思います。

斎藤：アスベストセンターの斎藤と申しますが、瀬戸さんの方で縦割りではなくて厚労省と認定基準と言いますか、原賠法の場合のすり合せと言うか、あるいは問い合わせみたいなことはされましたか？

瀬戸：今回ご要望書を頂きまして、厚労省にも連絡をさせて頂きました。回答としましては現時点でこういう基準であれば示せるというのは現時点ではなかなか難しいのではないかと回答を頂いております。

川本：厚労省がですか？

瀬戸：はい。正式なものと言いますか、担当レベルでの率直な感触伺いということでございますので、今日この後に来られる方がその方なのかわかりません。

飯田：しかし厚労は持ってますよ、それは。

川本：厚労省は労災認定基準に病名も線量も書いてあるんです。全部じゃないですよ。それがあることがご存知なのかという事を聞いているんです。

瀬戸：3月の際にもご指摘頂きました労災基準の方はかなり以前からすでに活用されているということで、その点は私どもの部署も認識しています。

斎藤：労災の認定基準に関して言えば、厚労省の方がそこまで深くちゃんと出してくれているかわからないんですが、『労災保険の理論と実際』という本の中に労災認定基準の性格として肯定的な要素と言いますか、白血病なり、多発性骨髄腫とか悪性リンパ腫についてはそこまではっきりではないけど、だけどもあれは一応、職業病の一覧の中には入っているわけなんで、その辺りの認定基準というのはあくまでそれを満たせば認めると。しかし必ずしもそれに満たないものを切り捨てる、除外するというような趣旨ではないんだということがそもそも労災認定基準についてはそういう性格なんだということがはっきり労災の中で打ち出されているんですね。厚労省の方はそこまで深くそちらにお伝え頂いているのかわからないんですが、そこいらをきちんと掴んで頂いて。ですから指針を示すことによって除外をするっていうことは全然なくて、むしろそれを周知することによって申請するっていう方も出てくるし、それによって被災者・被害者が立証責任を負うというのは非常に問題がありますので、立証責任の軽減という意味合いでこういう認定基準があるんです。被災者・被害者を保護していくという立場からすればそういう認定基準の性格というものを踏まえた上で文科省としても労災認定基準を参考にして作っ

て頂かないとまずいと思うんですよ。それで除外をするというような趣旨はないんです。厚労省ともすり合わせをしてほしいと思います。

水口：労働弁護団の水口と言います。この中間指針の中にある放射線障害についての件ですね、今取り上げられているのは、いくつか質問があったんですが、この原子力の損害賠償対策室と損害賠償について、放射線障害の定義ですね。これはいまご指摘のあった労災認定と同じ基準を取るってということなのか、それとは違うと考えているのか、考え方としてはどちらなんですか。

瀬戸：考え方としましては、二択ですと難しいのですが、そういった既存のものも参考にしつつ、やはり個々の事情をお伺いしまして今回このような事故がありましたので損害の範囲も指針でお示したものが必ずしも全てではないと。それぞれ個々の損害というものについてはきちんとお話を伺いまして柔軟に対応するという事が紛争審査会でも示されていますので、その点は必ずしも既存の基準に全て従うというよりは個々の状況をお伺いして対応するものであると認識しております。

水口：先ほどから質問が出ているのはじゃあどういう疾病がそれにあたるのかっていうリストとか、それは何なのかっていうこと。それが今回の原子力発電所での事故、被ばくによるものなのであるのかどうかっていう基準。これは法律家が考えれば最低その2つがなければ何も判断の仕様がないうと思うんですけども。いまリストなり基準がなくても考え方としてはあるんじゃないんですか。例えば労災認定基準を準用するとか、労災認定基準とは全然違うってものであればどんな考え方になるのか。その辺りは部内で検討されたってことであれば、最低どの疾病がまず当たるのかという事を示して、かつ地域、本件での被ばくでどの程度の可能性があるのかという大雑把なガイドラインぐらいのものがなければ中間指針の、中間指針の名にも値しないようにも思うんですけども、それは現に検討されているのか、検討しているとしていつそういうものを発表する予定なのか、それはお答えされた方がよろしいんじゃないですかね。

瀬戸：ガイドラインのようなものをご指摘いただきましたが、現状ではそのようなもの審査会を含めましてまだ議論はされておりません。審査会の事故の賠償の方でございますね。現在、東京電力におきまして審査会の指針をもとに具体的な賠償基準を徐々に作り始めています。例えば家ですとか土地、こういった財物の基準を東京電力が指針を踏まえて作っていますという報道も見られますけども、そういった形で指針を具体化するように基準をつくと。その際にももちろん国としても東電の所管である経産省を含めまして全面に出まして自治体の皆様からご意見を頂いて現状とかけ離れたものを東電が作らないようにということは国としてもさせて頂いておりますが、今のご質問につきましては晩発性障害に関するガイドラインというものは具体的には作られていません。

飯田：でも作るんでしょう？作らなきゃいけないという認識は持ってらっしゃるんでしょうね。指針の中に具体的な基準と言いますか、ガイドラインとかそういったものを盛り込まなければいけないという認識はお持ちなんですよ。

瀬戸：請求で頂く都度、お話を伺いしてという事も致しますし、先ほどの財物のように多数のご請求

を頂くようなものにつきましてはあらかじめ基準を作ってということを実際、現在おこなっていますので。

飯田：ただ晩発性障害が発症して、請求があつてから考えるということではさっきの議論に立ち戻ってしまうんですが。一定の病名とか線量の線量の基準とか現在の厚労省がやっているような基準というものがあるわけですから、そこと突き合わせをしながら指針の中でもそういったものを予め決めておくべきではないのか、盛り込んでおくべきではないのか、そういったものを作った方が良いのではないかと要請しているわけです。請求が来てから個々に検討するってということではないんですよ。そういう問題意識はおありなんではないんですか。

瀬戸：基準が示されないとなかなか請求をしづらいというものもありますけれど、自分が事故による障害を受けたのかどうかもわからないというご意見は現場の貴重なご意見だと思いますので持ち帰らせて頂きたいと思います。

飯田：前回もそんな話でしたよね。

参加者：先ほどから他の省庁との連携をちゃんとやってくださいっていう話も出ましたけども、基準ということでは今まで世界で原発事故っていくらでも起こっていて、例えばチェルノブイリでは非常に大量の人々がどれくらいの被ばく量でどういう病気を発症したとか死んだとかっていうデータが山ほどあるわけですよ。なぜそういうものを参照してできるだけ最大の人々を認定するっていう考え方で、ここで被ばく量だとか、障害の種類であるとか、因果関係だとかをできるだけ広く救済可能な形で決めるってことが文科省として、他府省との関係で重要なんじゃないですか。ガイドラインっていう話が出ましたけれども、労災も含めて住民の問題も含めて考えれば色々考えますではなくて、さっさとやることはたくさんあると思うんですけどね。例えばチェルノブイリの例、ロシアでの補償の枠組みなどについては研究してますか。

瀬戸：今回の審査会におきましては各界の有識者の先生方にご議論を頂いておりますので、その中で法律家の専門家の方であったり原子力関連の専門家の先生であったり、お知恵を頂いて議論をしています。

参加者：一般論ですけどね。例えば SPEEDI の情報が住民に全く知らされてなくて被ばくをどんどんしていったわけですよ、事故後。いま大熊町や双葉町や原発立地周辺の人たちは帰れない状態。20 ミリシーベルト、1 ミリシーベルト問題、現地の母親を中心にした取り組みによってそれは変わったわけですけど、若い人たちはもう子どもが生めないとか、結婚ができないとかそういう中で帰るのか帰らないのかっていう状態になっているわけでしょう？文科省として果たしてこなかったわけでしょう？住民に対して。住民の信頼を得るためにも今後帰れないことも含めて、積極的にどういう影響があつてどういう補償ができるのかっていうことについて国として責任があるんじゃないんですか？だって紛糾しているんですよ、自治体が帰る帰らないって。自治体すら維持できないんですよ。子どもが産めないって。若い 20 代の方たちは。そういう事をちゃんと受け止めるべきなんじ

ゃないんですか。

参加者：審議会で議論を待ってからじゃなくて、ガイドライトという言葉を使うのであれば、これを審議せよというガイドラインを文科省が示すっていうイニシアチブがないと国としての責任はないっていうことになっちゃいますよなっちゃいますよ。

瀬戸：現在の審査会の枠組みにおきましては中立・公正な立場で有識者の先生方にご議論頂くと、

参加者：文科省が中立なのか。加害責任があるんじゃないか。

瀬戸：ですので、そういった責任もあります国として、あまり口出しをせずにまずは有識者の先生方にご議論頂くとしております。

川本：厚労省は5ミリシーベルトで白血病を認定するって言ってるんですよ、1年間で。そのまま適用してご覧下さい。いま住民の人で5ミリシーベルトを超える人は何人いる？意図的にサボってるんだよ。労災認定基準を知ってるのであれば、それは有識者の方が知らないって言ってしらばくれるのかよ。その人に見せたら、ああそうか年間5ミリ。しかもそれ労働者だよ。18歳以上の人しか働いたらいかん現場で1年間5ミリシーベルトで白血病を労災認定しましょうって言ってるんだよ。5歳、10歳の子だったらどんだけそれが低くなるかは目に見えてるじゃないか。それが嫌だから決めないんだよ。みな認定しなきゃいけない、あそこで病気が起きたら、白血病みたいなのが。白血病なんていっぱいありますよ、普通でも。そしたら困るから決めないんだろうが。色んな原因で白血病になるからわからないですよ、確かに。だけど厚労省は仕様がなくて、年間5ミリにしておこうという事にしてるんだよ。同じ事がなんでできないんですか。ものすごい数の人がそれで認定されたら何かまずいと思ってるからとしか思えないですよ。何で率直に労災の認定基準について議論しないの？審議会の中で。議論なんかしてないじゃないか見たって。チェルノブイリのことを詳しく調査した人が委員に入ってるのかよ。入ってないじゃないかよ誰も。そういう事を言ってるんだよ。やる気の問題だよ。意図的にやってないと思えないよ。

参加者：福島県の大塚群の富岡町から水戸で避難生活をしています。いてもたってもいられずに首都圏のデモだとか、こういった事に足を運んでいます。いま途中から来たので詳しいことはわからないんですが、でも答え方とか皆さんの怒っている様子を見て、愛媛県の原子力安全委員会に申し入れに行ったときと、福井県の大飯町の町の安全委員の方、茨城県の原子力安全委員の方たちに質問したり、お話を伺ったときの雰囲気と全く同じで、皆さんの本当に答えようとか今回のことを自分たちが国家公務員の1人として頑張るやろうという気持ちがあるのかととっても疑わしいです。愛媛県に行ったときに聞きました。山口という安全対策課長。経産省からの出向の方だそうです。お地蔵さんみたいな顔でろくに答えませんでした。4、50人の人が質問をしてもメモも取らずノートも用意せず、私たちが聞いてもちゃんと答えますと。中村県知事にちゃんと届けますと言いました。メモも取らずに何を伝えるんだと。今わたしたちが言ったことを言ってみると言ったら何もいいませんでした。この後、ちゃんと調べて答えてもらいたい。その時に私の言葉を思い出してください。

飯田：回答の中身は3月と全く変わっていないので、もう一回部内で協議したものを持ってきてください。これで文科の瀬戸さんは退席になってしまいますけど、引き続き午後2時から要請項目の2と8について経産省と厚労省、環境省の方に来て頂いて、やりたいと思いますのでよろしくお願いします。要請事項の2からはじめていきたいと思います。経産省の担当者の方がいらっしゃっていませんので来次第、回答を頂かなければいけないと思っています。要請項目の2について厚生労働省からご答弁頂くことはございますでしょうか。

安井：経産省オンリーということで伺っているんですけど。

飯田：わかりました。

川本：付属で一応答えるっていう風に伺っているんですけど。

飯田：ご用意ないですか？

安井：我々が伺ったのは交渉の対応がないと伺っているんですけど。

川本：最初、経産だけって話だったのが、一応、大臣が去年5月かなんやらに色々要請してそういう（専門職の）技術者をきちんと確保するようにうんぬんという答弁までしてるので、その後、状況に影響があるのかないのかについて聞きたいということで通っていると思っていたんですけど。それは通っていない。

安井：通っていないですね。

飯田：わかりました。じゃあ、改めてこれについては経産ともやりたいと思います。では要請項目の8に跳びます。除染に関するんですけど、一通り環境省の方からご解答頂いて続けて厚労の方からもご回答を頂きたいと思います。

中村：環境省放射性物質汚染対処特措法施行チームの中村と申します。まず①ですが、環境省ではいわゆる作業員の放射線管理という観点で除染電離則の考え方に従って適切な事前調査等をおこなった上で必要な放射線管理をおこなうと考えていますし、もしご質問がその地域の汚染状況重点調査地域ですとか、どういうところを除染するのかという観点でのご質問であれば、その点についても地域全体で面的な空間線量がどうなっているのかという点をきっちり測れるような方法で昨年12月に出しております除染ガイドラインと、関係ガイドラインにも記載されているようなきちんとした方法で測定するようにと申し述べているところがございます。続きまして②、こちら質問の趣旨がはっきりわかっていないものもあるかもしれませんが、2.5マイクロシーベルト未満の地域であったとしても除染を実施する、いわゆる除染電離則と呼ばれる中で除染等業務に従事している作業員の方であれば適切な線量管理をおこなうことになっていきますので、そういう意味で必要な管理をおこなってまいりたいと考えています。

続きまして③ですが、こちらは厚生労働省さんのリーフレットということで、厚生労働省さんの方でご回答になるかと思えます。続いて④ですが、いわゆる被ばくの状態が通常の電離則と言われるような管理区域というものがあって一定の管理された区域における状況と今回の事故に伴って発生しているような広範囲に渡って放射性物質が拡散してしまっているような状況と違ってという点もあって、昨年度に原子力安全委員等によって、現状は 40 ベクレル/平方センチメートルとメートルというところからのスクリーニングレベルとして順次、4 ベクレル/センチメートルに向けて内部被ばく線量の観点から低減していく仕組みをご提言頂きまして、それを踏まえてなっていると認識しておりますが、基本的には除染電離則の中の話でございますので、こちらについても厚生労働省から説明があると思っております。

安井：厚生労働省労働衛生課です。①ですが、土壤の除染等の業務における平均空間線量率の測定点の選定とか、平均の計算の方法はガイドラインでかなり詳細に決めています。具体的にはバラツキが見込まれる場合と見込まれない場合がございまして、生活圏除染の場合はバラツキが大きいということで、それは高いと見込まれるところをサンプリングして、その労働時間を計算した上で時間加重平均というちょっと難しい言い方ですけども計算することになっておりまして、恣意的に平均空間線量を引き下げようような計算方法はできない形でやっています。それから 2.5 マイクロシーベルト毎時の基準でございすけれども、これは ICRP の勧告及びそれに基づく放射線審議会の意見具申によりまして、線量管理をすべき被ばく線量の下限というものが定められています。これが 5 ミリシーベルト/年と定められていまして、これが電離則の管理区域の設定根拠となっております。除染については基本的に同じ考えを取っておりますが、除染の場合は作業区域を特定できない。要するに高い所に行く人もいれば、低い所にいたり来たりする人がいますので、高い所で被ばくして低いたちの被ばく線量を換算できないってということにもなりかねませんので、除染については 2.5 マイクロ/毎時以下でも簡易な線量測定は義務づけています。ただし営農とか、同じ所で動かない方につきましては 2.5 マイクロ/毎時を下回っている状態を仮に年 2000 時間おられたとしても、年 5 ミリシーベルトを越えることはないということで、こういった場合については線量測定の義務を課していない状況です。③でございすますが、作業員向けのリーフレットの中で確定的影響、確率的影響、あるいは閾値に対する説明が付いていないというご指摘です。これについては除染等業務をおこなう事情社がご案内のとおり特別教育を実行することが義務づけられています。そのテキストの中にご指摘の確率的影響、確定的影響、閾値については非常に詳しくページを割いて記載があります。健康影響について 100 ミリ未満の被ばくであれば絶対に健康に影響がないというような誤解が与えられることはないと考えています。リーフレットにつきましては、これは 1 人ひとりが持っているとの前提の上で現場で忘れてほしくない被ばくの作業に付く前にどのような服を着なきゃいけないとかいった事を極めて簡潔にまとめているリーフレットですので、健康影響について詳しく書き込むというのはスペース的に厳しいということによって現在の記載になっています。④ですが、電離則の表面汚染限度については全てのベータ核種について適用すると定められています。当然、安全衛生を担保する趣旨からもっとも危険な核種を選んで、それであっても大丈夫なように作っています。具体的に申しますと、PP210 という放射性鉛と言うんでしょうか。それを想定してシナリオ計算をおこなって IAEA と安全基準で〇〇ベクレル/時という数字を出しています。今回の除染についてはセシウム 134 と 137 による被ばくが〇〇核種となっておりますので、PP210 のように非常に危険なものを想定した基準をそのまま必ずしも適用する必要はないという状況があります。それに加え

まして除染の汚染検査をする場所がバックグラウンドで非常に高く4ベクレル/平方センチメートルではなかなか測定できないという事態もございまして、専門家の検討会でご議論を頂いて現在の40ベクレル/平方センチメートルとなっています。なお、非常に単純な比較ですが、放射性セシウム134の空气中放射能限度というのは放射性鉛の100倍ですので、そういった意味で現在10倍に勘案してはいますけれども、安全性については担保されているという認識はしています。ただしこの基準を未来永劫続けるという意味ではなく、先ほど環境省さんからご答弁ありましたように現場が落ち着いてくれば、ズレは本来4ベクレルに戻すべきものであるという認識をしているということです。これと同じ考えで原子力災害対策本部が住民におこなっているスクリーニング基準もこの40になっております。

飯田：一通り8についてご回答を頂きました。この除染に関して皆さんの方からご質問を出して頂きたいと思います。

参加者：私は実際に家が警戒区域になっていますので一時帰宅を3回しました。1回目はテレビで紹介された70センチ角の袋を持ってだったんですが、2回目は11月23日です。そのときから車で出入りができるようになりました。冬も近かったので冬物ですとか色んなものを持ち出しました。そのときに車の中に目一杯荷物を積んでスクリーニングを受けましたけれども、そのスクリーニングの内容というのは皆さんご存知ですか。どんな感じでやるのかご存知でしょうか。

安井：スクリーニングの一般的なやり方には立ち会ったことがあります。車であれば車の表面ですね。住民のにはありません。私が立ち会ったのは労働者の汚染。住民の汚染検査に立ち会ったことはありません。

参加者：ボランティアで除染をやる場合も除染電離則の中に規制値が入っていたりするじゃないですか。除染電離則中でボランティア、例えば町内会の人々が動員されてやるような場合なんかは別の基準を定めてあるんですけれども、その場合の安全衛生の確認っていうのかスクリーニングっていうのはちゃんとやられているんですか、どうやってんですかっていう趣旨の質問として受ければ良いんじゃないですか。

環境省：除染ボランティアの方のスクリーニングについてという事だと、基本的に環境省としても除染のボランティアの方に対してどういう風にやって頂きたいですとか、そういう点についてはリーフレットの的なものを作成して配布していったりですとか、自治体の方に周知したりしていて、例えば公衆の被ばく限度である年間1ミリシーベルトまでにして頂きたいですとか必話事項もお伝えしてましてスクリーニングについても除染ボランティアっていう点で言うと警戒区域の中でのスクリーニングとは多少趣旨が異なってしまうかもしれませんが。

参加者：住民はどうなんですか聞いてるの。

環境省：申し訳ありません。そういう意味で言うと住民の方が中でどういうスクリーニングをするのかっていうのは除染の労働者でもなくて、除染という観点ではなくいわゆる警戒区域の中で住民の方にど

ういうスクリーニングが必要なのかっていう事だと思うんですが、それについては申し訳ありませんが環境省としては把握していないと。

参加者：決めているか決めていないか、やっているかやっていないかで良いんじゃないんですか。

安井：原子力災害対策本部がスクリーニングの基準を決めているとは聞いております。

参加者：決めている？やっていますか？

安井：大変恐縮ですが一般住民につきましては原子力災害対策本部に聞いて頂きたいと思います。当省は担当していません。

参加者：ただ1つ言いたいのは、昨年の秋で自宅の庭が56マイクロシーベルト、家の中が36マイクロシーベルト、そこに半年間置いた荷物をワンボックスの車にぎっしり詰めて、そしてスクリーニングを受けたときにたった30秒か1分のスクリーニングで「はい、どうぞって」みんな通してもらってるんですね。その現状をみんな私たちは経験していますので、そんないい加減なスクリーニングで。最近、首都圏の人たちに「この間もスクリーニングで帰ってきた。でも3回目から持ち出すことに罪悪感を感じるようになってきた。でも春物だけちょっと持ってきた」って言ったら東京の方が「えっ、今でも一時帰宅で入った人たちはあの家の中に置いてあるものを持ち出しているんですか」と言われたときに私はビックリしました。私も1年以上経っていて、あの家の中からモノを出すことが良いことなのか考えるようになっていたんですね。スクリーニングは今でもそんな感じです。皆さんにもうちょっと危機管理意識を持ってもらいたいと思って来ました。

飯田：実際の除染に関しての問題について他にご質問はありますでしょうか。

参加者：さきほど除染の電離則では従来の電離則より緩和するという風なご回答を頂きましたけども、放射線の管理区域っていうのはちゃんと測定できて、ちゃんと管理できてるから基準があるんですね。管理区域外っていうのは管理区域よりも基準を厳しくする。だいたい10分の1とかそれより厳しくするっていうのが、もともとの放射線障害防止の考え方で、これはどういう風に例外だからと言ってもちょっと。たぶんこれ環境省さんや厚労省さんではなくて、もともと基準を決めた文科省さんにちゃんと答えてもらいたいんですけども。ですからこれ少なくとも、こういう例外っていうのはちゃんと地域と期限を決めて、それを必ず守るっていう風にそれを回答頂かないと、単にそういう風に理由を付けて説明頂いても全然納得できないんですけど。

安井：地域につきましては限定した法令です。環境省さんの法令に合わせて除染特別区域と地域の〇〇をされる法令です。除染を速やかにおこなうことで基準というのは下げていくのが大原則ですので、未来永劫この基準を使うということはないです。

参加者：それをいつまでかって期限を決めてくださいっていうお願いです。

環境省：除染については現在、警戒区域および計画的避難区域であったところとそれ以外のところについても地域を決めて迅速に実施したいと考えているところですが、その除染の効果ですとかあるいは実際の進捗にあたっての様々な検討すべき事項もあってなかなかいつまでにどのくらいの線量まで下げられますっていうことが申し上げることが難しい状況でございまして、そういう点もあって先ほどのいつになったらどの値になるかっていうのは明確に申し上げることはできないという状況になっています。

参加者：暫定でも良いから、5年でも10年でも良いですから暫定で期限を決めてください。それでも駄目だったら延長するって普通そういう風に決めるもんじゃないですか。

環境省：除染自体の事で申しますと、特別地域内除染実施計画というものを区域内については策定していきまして、その中ではまず2年間でまずここまでという事をお示ししつつ、それを踏まえて今後は見直すという形にはなっています。ただその点とスクリーニングの点とですぐに結び付くっていうところでもございませぬので。

参加者：見直しのガイドラインというのは示して頂けませんか。除染していくんだから地域が狭まっていくはずですし、期限も短くできるはずですから、そういうルールを決め方のガイドラインというのを示してください。

環境省：除染自体は先ほども申しました通りなんとかできるだけ早くやりたいとは思っているんですが、それによってすぐに被ばく状況に応じて基準がいつにどうなるっていうことまで申し上げることは今は申し上げられません。

参加者：除染していくんだから、どれだけ放射線のレベルを下げていってガイドがあるんでしょう？ そういうのは除染じゃないんですか。今すぐ数字を出せっていつてるんじゃないかと、決め方の考え方を示してくださいって言うだけですよ。

参加者：いま現在、汚染されている所の除染が一生懸命業者が入って進められているんでしょうか。

環境省：それもいわゆる警戒区域より計画的避難区域だったところと、それ以外のところでまず、

参加者：いや、帰還区域になったところで。

環境省：現在、先行的に実施している場所ですとか、あるいは拠点となりうる場所については既に除染は実施しているところとございまして、一方で本格的に実施する除染というものについても一部の市町村について業者が設定されたという状況です。

参加者：発注して業者の集まり具合はどうですか。

環境省：いまのところは業者が集まっていないとは聞いていないです。

参加者：私は南相馬市に友達がいて、先月聞いたばかりの話ですけど、南相馬市って7万2千人の町ですけど、いま半分も戻ってないんですよ。その町に今年予算が800億だそうです。市役所の会計係もびっくりして、「こんなにもらって何に使っていいかわかんねえ」って言っていると知り合いが聞いたと。800億のお金で色んな復興のためのお金だと思うんですけど、それだけお金が集まっても結局、帰還区域になってしまった。帰還困難区域とか警戒区域とかではない、みなさん全員戻ってくださいということになってしまったら、除染の業者が結局はゼロではないわけですし、除染の仕事をする事で自分たちも被ばくをしてしまう。そんな危険な仕事をするのに帰還区域になってしまったので、以前のように危険手当が出ない。危険手当が出なくてそんな仕事をやってられないと言って業者が集まらないという話を聞いてきたので、それでどうなのかなって聞いたんです。

環境省：南相馬市についてはご指摘のとおり区域の見直しと言われるものがありまして、もともと計画区域もしくは計画的非難区域だった所が避難指示解除準備区域、帰還困難区域、居住制限区域という形に変わっているところがあります。ただ私どもで聞いている範囲では、そうした事によって事業者の集まりが悪くなっているですとか、そういったことは聞いていません。南相馬市については別の仮置き場の関係とかそういった事情もあって現状まだ本格除染事業の発注工事には至っていない状況です。

飯田：実際、除染の作業をやられる方は特別教育のテキストでそれを受けた方がやるということなんですか。

安井：そうになっています。

飯田：リーフレットは特別テキストに書いてあるんで、さっきの閾値の問題ですとか、低線量でも被ばくについては避けるべきであると、健康影響については。そういったことについてテキストの中に書いたから良いということだったと思うんですけど、放射線の基礎知識、放射線が人体に与える影響というのをわざわざ離職するときにつけてリーフレットに書いてあるわけですよ。そうした中で何でテキストのエッセンスっていうのをきちんと書かないのか。これあたかも、ここに書いてありますけど実際に100ミリシーベルト未満にはガンの増加は認められていないという事をいう事を強調してあって、それ未満であれば今は実証されていないんだから良いというような読み方もできちゃうんですよ。そこはきちんと書くべきではないかと要請の中にも言っているんで、そこは何とか検討してもらえませんか。

安井：スペースの問題だけだと思いますので、ご案内のとおり放射線の健康影響だけで10ページくらいあるので、それをどれだけ大きくできるかっていう。

飯田：でも一番基本はそうでしょう。できるだけ被ばくを少なくしなければいけないわけですから。

安井：おっしゃるとおりです。それは除染電離則にも謳ってありますので。

飯田：それが何でここに書いてあるの。

安井：それは書いたと思うんですけどね。労働者の方じゃなくて事業者向けのところにポポンと書いてあります。

飯田：作業者向けでないと仕様がでないじゃないですか。誰が作業をするんですか。

川本：やっぱり細かいから良いとかじゃないでしょう。ポイントですよ。申し訳ないけどあのリーフレットは僕が読んでも大変なんだから。もともと一定勉強してるつもりの人が読んでも、ううんなるほどというのは難しい話ですよ。わかりやく、厳密性じゃなくて、労働者がそれを見て「あぁーなるほど」と思う。さらにはテキストをしっかりと読もうという気になるようなものがリーフレット。教科書でもなんでもそうですけど、基本じゃないかと思うんです。細かいことをいっぱい書いてあるから良いっていう話じゃないと思う。

飯田：特別教育を私も実際に受けてきたんですよ。中災防に委託されてやっていますよね。たしかに大変です。あの勉強をまったく全て経験のない方が一日あの講習を受けて。それで実習はありませんから、ちょっとした粉塵データのデジタル計ですとか線量計の扱い方を説明してもらうくらいですよ。あのまま現場に行って、じゃあ始めてくださいと言われても、おそらく経験のない方がほとんどだろうと思うので無理だと思います。特に被ばくに対してはこういうリーフレットを作っているのであれば、何が重要なかっていう事をしっかりと書かないと、テキストに書いてあれば良いだろうとなんていったって、私だってテキストを最後まで読みきれませんよ。

水口：労働弁護団の水口と申します。いまテキストとおっしゃっているのは「除染等業務特別テキスト」のことですかね。ちょっと見ていたら、9ページにそれに関連するところが出てまして、それには先ほど口頭で飯田さんがおっしゃったように確率的影響と言っている中に、このテキストの中にも広島・長崎の原爆被爆者の実際の長期の調査からは100ミリシーベルト以上の被ばくを受けたものは直線的な増加が認められていますが、100ミリシーベルト未満のものではガンの増加は認められていませんと書いてありますよね。役所の方などは科学的には100ミリシーベルト以上については発がん性が認められても、それ以下については証拠がないと。ただ政策的に閾値がないとしているんだという風に科学者が説明されたりしますけれども。このテキストでも、あたかもこれを読めば100ミリシーベルト未満であればガンの危険性はないと読めるような記載になっているんじゃないんでしょうか。ただそれはICRPの考え方とは違う考え方ですよ。ですからテキストに書いてあるから大丈夫だというのはおかしいんじゃないですか。私もここしか読んでないから他に書いてあるのかもしれませんが、このテキストを読んでも100ミリシーベルト未満であればガンの増加は認められませんという事になっているので、これを読めば普通の人は安全だと感じますよね。ちょっと説明が違うんじゃないんですかね。リーフレットだから書いてないっていうのと、テキストに書いてあるっていうのは説明が違うんじゃないんですかね。

安井：その前に確率的影響にはガン等遺伝子影響がありますと。確率的影響は確定的影響と異なり線量の増加に比例して障害の発生する確率が大きな閾値が存在しないと考えられていますと書いてはあって、その上で先ほどの話が出てきます。ICRP も色々議論はあるところですが、同じ知見を使っておりまして、直線モデル（LN モデル）っていうのは想定として入れているのでリスク評価には使わないでほしいとは書いていますので、これは一応、専門家に見ていただいて書いていますので ICRP の考えに沿っているっていうのが我々の認識です。

飯田：時間の関係がありまして申し訳ないんですが、経産の方が今こっちに向かっているとのことなので来次第、要請項目の2については経産の方に回答して頂くということで、ここの部分についてはいったん区切りとさせていただきます。

参加者：一点だけ。私は全国日雇い労働組合協議会の者です。いわき市の広野町とか除染活動をめぐる寄宿舎が乱立していますよね。全国で特別教育を派遣業者が受けていると思うんです。実際に派遣業者を使用しているという事なんですよ。他方で関東圏の建設下請け業者が除染活動に行ってます。1つは、放射能の危険についての教育はまったくなされてません。労働者に。どういう形でその教育を具体的におこなうのか。まずそれを教えて頂きたいと。全くないですよ、何にもないですよ。教える人がいないんですから。特別教育を受けた会社の人すらわかっていないんですから教えようがないんですよ。もう1つは偽装請負、あるいは不適格業者が多数存在していると伺われると。こうした問題をどこがどう規制するのか。この二点について教えて頂きたい。

安井：まず派遣でございますが、これはガイドラインにいわゆる除染の本体業務については建設業にあたる部分がほとんどで派遣が認められないというのはガイドライン上に書いてありますし、これは労働者派遣法の解釈として。もちろん除染と言っても幅広い業務ありますので、例えば単に車を運転するだけですとか建設の業務にあたらぬものもありますので 100 パーセント全部が駄目ってことはないですけど、本当にバックホーを運転したりとかそういうのは認めていないという認識です。

参加者：どこがどう違うの。派遣業者行ってますよ、実際。

安井：派遣の方が何をどういう方法でやっているのかによろしいと思います。ただもちろんガイドライン見ていただくように基本的に建設業に当たるような職種についてはご案内のとおり派遣は認められませんので、それに当たるという解釈です。

参加者：除染活動は建設業に当たるんですか。

安井：建設業に当たる類似業務がございます。例えばバックホーの運転であるとか表土の剥ぎ取り、草刈。こういったものは建設業の作業に当たるという解釈をしました。ただ全てではないです。それから特別教育は事業者が一義的には実施する義務がありまして、必ずしも外部研修を受けなきゃいけないという制度ではございません。それは技能講習とかとは違います。ですので一般的におこなわれるやり方としては会社の人代表で講習を受けて、テキストをもらってきて、それをそれぞれの会社でやると

いうのが多くの形だろうと思います。

飯田：それでしかし末端の実際の作業員の方たちまできちっと教育されますか？全く経験がない業務ですよ。我々、経験もしたことないですよ、除染業務なんてのは。それもこんなに拡散している地域に対して。それは全く現実的ではないですよ。この点についてはさらに突っ込んでやりたいと思うんですが、時間の関係もあるので継続してこの除染の問題はこれから本格的に始まってくるわけですからやっつかないといけないし、派遣の問題とか偽装請負の問題ですとか、本当に作業をやられている方たちが特別講習の知識や技能を事業者から教わってやっているかっていうと、1回行ったら良いじゃないですか。抜き打ちで現場に。あなたこれテキスト持ってるの？と。ちゃんとこういう話を会社の人から受けましたかって聞いてみたら良いじゃないですか。1人でも2人でもそういう事がなかったらやる資格ないですよ。

参加者：例えば公共事業で普通、新規入場者教育ってやりますよね。元請さんが中心になって。それすらもやってないですよ、除染作業では。言っておくけど。

安井：監督は随時行っております。残念ながら組織・人員の関係で全事業所はまわっておりませんが、特別教育の受講の確認はしています。今後ともそれはきちっとやっていきます。それは従来の基準監督と同じでございますので、そういった形で担保していくことになります。

飯田：わかりました。じゃあ次に移っていきたくと思います。どうもありがとうございました。そして時間的には少し経過しておりますので、要請事項の1から厚労省さんの方で追加も含めて一通り順次回答をして頂いてやるようにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。経産の人が到着したら時間を取って頂いて要請事項の2ですね、作業人員の計画については回答してもらおうことにしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

宮本：厚生労働省労働基準局監督課の宮本と申します。1については臨検監督を抜き打ちでおこなってという事ですけども、臨検監督は原則として予告無くおこなう事としています。臨検監督の際には事業所の実態について把握しなければ法違反だとか、法違反の是正だとかも指導はできませんので、そういった事は実質おこなっているところですし、労働者個人に対する実態確認ですとかそういった事も時々の状況に応じて的確な事業所の実態の確認方法としておこなっているところです。そういった実態調査をおこなって法違反が認められれば必要な是正指導という事もおこなっていく次第です。今後とも適切に監督指導をおこなって労働条件の確保ですとか労働関係法令の遵守徹底は図っていく所存です。

2と

して、いま労働基準法違反ですとか事案がないか明らかにして公表するっていう事ですけども、現段階としては対策として監督指導を実施した個別事案については公表はしておりません。というのも、こちらの考えとしては実際に公表するという事をおこなった場合については監督署が調査した内容ですとか、そういった事も公表されて企業が競争上不利益な事実が公開されるのを恐れて調査に非協力的になることと。そういった事から法違反を迅速に発見することができなくなって、最終的に労働者の権利を守ることが難しくなるという事をこちらとしては考えております。ただ第一原発に係る法違反として

は厚生労働省のホームページに公表している部分もありますので、そちらも確認して頂ければと思います。3につきましては、17歳、実際には年少則（年少者労働基準規則）において就労を禁止されている所での就労という事であれば当然それはおこなってはいけない、こちらとしても根本からは是正させなければならないものであるという認識はしております。当然、臨検監督ですとかそういった際に法違反が認められれば、是正と再発防止というものを指導していくところです。再発防止に対しては法違反が生じた背景というものを確認しなければ抜本的な再発防止対策はできないという事からも背景については確認することとしております。また法違反の是正については事業所からは是正報告という事で報告は受けますけれど、監督署の方で確認して、それが法違反の根本的な是正と再発防止に寄与するものなのかどうかという事を確認しつつ、それが認められなければさらなる是正を指示してしっかりとした再発の防止対策の充実を最終的には確認していくという事をおこなっています。

厚労省：データベースの関係でございますけれども、データベースに登録されている方に対して今月の頭から登録を開始したところでございます。データベースに登録されている登録者情報につきまして一部不正確なところがあるので順次、確認次第お送りしているところで、今回お送りしたのは全体で18,500人くらいいるんですけど、その内の8,000弱ほど今週お送りしたところでございます。手帳につきましては交付対象者の被ばく線量の確定作業をいま進めているところでございまして、当初、APDを使った値だったのを正式な値はガラスバッジを使うという会社の中にあるので、正しい値に置き換える作業を順次、事業者の方でやって頂いております、その結果を踏まえまして緊急作業の従事期間中に50ミリシーベルトを越えている方を対象に手帳の申請書を〇〇することを予定しております。それからデータベースには電離則59条の2に基づきまして関係事業者から報告のあった被ばく線量、それから健康診断結果等について蓄積しているところでございまして今年の1月からは被ばく線量の線量照会を開始したところです。また3月からは健康相談事業をおこなっているところです。先ほど登録証をお送りしたという事もありまして、届いた方から被ばく線量の照会などをコツコツと〇り始めているような状況です。3-2につきましては登録証や手帳の交付対象は東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針に示されておりました東電福島第一原発において緊急作業に従事した方を対象としております。緊急作業は基本的には2011年12月15日に終了しておりますので、一部の東電社員につきましては引き続き緊急作業に従事しているところでございますが基本的に今後、対象者はそれほど多くは増えていかないような状況になっております。

厚労省：登録証や手帳の交付対象を緊急作業に限定しているのは、緊急作業は通常の被ばく限度年間50ミリシーベルト、5年100ミリシーベルトよりも、緊急従事期間中に250ミリシーベルトまたは100ミリシーベルトといったようなものに適用される特殊な環境下での作業であるということ。それから緊急作業では高線量下においてより多くの放射線被ばくを受けることにより健康障害の発生リスクが高まる恐れがあること。3番目として、厳しい環境下での緊急性の高い作業に従事したことによる心身の負担により健康に不安を感じるものが多く発生する恐れがあるというようなことなど特別な環境下における作業であったことによるものなどでありまして、専門家による検討の結果このような交付対象というものが定められております。現時点におきまして緊急作業以外の労働者を対象とすることは考えておりませんが、福島第一原発構内で作業をおこなう事業者には電離則により健康診断の実施、被ばく線量の測定・記録、線量記録の30年間の保存といったようなものが義務付けられており、こうした

措置が無事に実施されるよう関係事業者を指導し労働者の健康管理がしっかりおこなわれていくようにしていきたいと思っております。4につきましてですけど、緊急作業従事者につきましては緊急作業や放射線業務に従事している間、電離則 59 条の 2 に基づきまして国に健康診断結果が報告されております。また、福島第一原発構内で働く方々の健康管理については労働安全衛生法関係法令に基づく健康診断の着実な実施や持病を有している方に対する保健指導の実施。日常的な健康管理等について関係事業者に対し指導しているところでございます。なお、東京電力福島第一原発におきまして作業に従事する場合には顔写真や ID 番号を付した作業章が必要であるが、作業章の発行には健康診断の受信日や従事可能という医師の判定結果を東京電力に求めていることから健康診断の実施とその結果に基づく健康管理が適切におこなわれるような仕組みとなっています。続きまして 6 ですけど、労働安全衛生法第 67 条に定める健康管理手帳のうち、石綿健康管理手帳の交付要件として高濃度ばく露を伴う作業 1 年以上、それ以外の石綿作業につきまして 10 年以上それぞれおこなった場合など定められておりますけれども、これは国際的に高濃度ばく露を除く石綿ばく露作業を常時的に交付から 10 年程度おこなった場合にガンの発症リスクが一般人のリスクの 2 倍になると言われていることを参考としているものです。放射線業務に従事する方につきましては労働安全衛生及び電離放射線障害防止規則により 5 年で 100 ミリシーベルトの被ばく限度を越えないようにする事が事業者には義務付けられておまして、また放射線業務に従事する方の被ばく線量管理は個人ごとにおこなうことが定められていることから、これらを遵守することでガンの発症リスクの増加を抑えることができると考えられています。先ほどの石綿の説明の中で出ていた、仮に 2 倍という発ガンリスクと同じリスクの健康管理手帳を交付とした場合、国立がんセンターのリスクの考え方に従いますと 2,000 ミリシーベルトを越える水準となりまして、5 年で 100 ミリシーベルトの基準を遵守している限りにおいては同程度のリスクにはなりえないことが明らかです。よって放射線被ばくによる健康障害を防止するには法令に基づく健康管理を徹底させることが重要であり、業務を離れたあとの疾病発症が予想されるものを対象とする健康管理手帳の対象業務に放射線業務を加えるための具体的な検討を今はおこなっていないというところです。続きまして 7 ですけども、先ほどの 3 や 6 と一部回答が被りますけれども、東京電力福島第一原発における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針におきましては、緊急作業は通常の被ばく限度より高い被ばく限度が適用される特殊な環境下での作業。先ほど申し上げた 3 つの要件など、特別な環境下における作業であったことによるものであるというような専門家の検討を踏まえて定められた要件でございまして、東京電力福島第一原子力発電所以外の発電所などの施設におきましては前述の要件に該当するようなことが考えられないという事から直ちに検討すると回答することはできません。

飯田：経産の方が来て頂いたので戻りますけれども、要請項目の 2 ですね。ご回答を頂くことにしたいと思います。

杉山：資源エネルギー庁事故収束対応室の杉山と申します。私の方から 2 の福島第一原発における作業人員の計画についてご説明させていただきます。こちらについての国の計画ということでございますが、これにつきましては昨年の 12 月に政府と東京電力が合同で作成しました廃炉に向けた中長期ロードマップというものがございます。こちらのロードマップに従いまして実際に廃炉を実施する東京電力が作業をおこなっているわけですけども、このロードマップの中で向こう 5 年間、実際にどのような作業が生じるのかっていうのがある程度わかる範囲の中で必要な作業員数というものを見込んでいます。その

結果なんですけども、比較としましては昨年の災害が発生しました3月11日以降の2011年3月から2011年12月までのステップ1と2が終了するまでの期間どのくらいの方が働かれたかというところをまず基準に致しまして、そちらが14,100人でしたが、この数字と比較しまして今後5年間どのくらいの作業員が発生するのかという風な形で試算したものです。こちらの前提となるのが作業員の方の被ばく線量が100ミリシーベルト/5年の制限を越えない範囲で働いて頂くという前提の下で何人作業員が必要かという事で試算した結果、一番多い年で2012年直近の11,700人という数字でございまして、それ以降少しずつ作業がまだ明確でないという要素もございまして、人数的には減っていくような見積もりになっておりまして少なくとも現在働いて頂いている人数といったものの範囲内で今後5年間の作業が賄えるという見積もりをロードマップの中で示しています。併せて育成というところですが、作業員の全体の人数とは別に今回の事故を受けて新たに必要とされる技能というものがございまして、そうしたものについては育成を怠らないようにせねばならないという事で特に2つの技能、放射線の測定—汚染されているような環境での作業になりますので放射線を測定するための放射線管理技能というものを持っておられる方が特にニーズが高まる—と汚染水を処理するための施設が新たに設置されているんですけども、そうした施設は通常の発電所では無い設備ですので、そうした設備を取り扱えるような人を育成するというような計画に取り組むとロードマップの中で整理して東京電力が意識して取り組んでいるという状況です。

飯田：追加の要請もありますので、追加の方を厚労省の方から回答してもらって議論をしていきたいと思えます。

厚労省：国籍に係らず労働者が十分に理解できるよう安全衛生教育を重要でありまして、福島第一原発にいる労働者に対しましては作業の特殊性に鑑み、法令に定める特別教育を適切に実施して頂くよう東京電力および元方事業者に対し指導しています。外国人作業員のお話として回答させて頂いておりますけど、現時点において安全衛生教育が不十分なまま入所している外国人労働者がいるという認識は持っていませんが、そのような事案がもし見つかった場合には適切に指導してまいりたいと考えています。追加の2ですが、50ミリシーベルトを越えるものに限定した根拠。手帳の交付対象につきましては東電福島第一原発作業員の長期的健康管理に関する検討会において専門家による検討を踏まえて定めました。検討会においては通常の被ばく限度である年間50ミリシーベルトを越える被ばく事例があるこうした方々について被ばく線量の増加に伴う健康障害の発生が懸念されることから被ばく線量に応じた検査等の実施や検査結果等を容易に確認できる手帳の交付をおこなうことが必要というのが根拠でございます。50ミリシーベルト以下の作業員に対する健康拡充についてですが、東電福島第一原発において緊急作業に従事した方に対しまして電離則や国が定めた指針に基づいて事業者に対し被ばく線量が年50ミリシーベルト以下のものも含め、保健指導や健康相談を実施するよう指導しているところです。また、国はこうした方々を対象に支援窓口を開設し、健康に不安のある方からの健康相談に応じるような体制をとっています。さらに東電福島第一原発で働く労働者に対しましては法に基づく健康診断の実施をはじめ持病を有している方に対する保健指導の実施、日常的な健康管理等について関係事業者に対し厳しく指導しているところです。こうした取り組みを着実に実施し、被ばく線量が50ミリシーベルト以下の方も含めまして労働者の健康が確保されるように取り組んでいこうと考えています。追加の2の③ですが、労働安全衛生関係法令は労働者の安全と健康の確保を目的として事業者に対し、各種

措置の実施を義務付けています。電離則 59 条の 2 においても事業者が措置義務者であり、事業者に該当しない場合には健康診断結果等の記録の提出義務は生じません。しかしながら緊急作業に従事した方々の長期的健康管理の観点から個人事業主であるなしに係らず、データベースへの情報の蓄積、登録証の送付をおこなっています。なお健康診断結果の記録の提出につきましては関係事業者に対し指導をおこなっております。追加の 3 ですが、個別の企業や労働者の状況についてお答えすることは非常に難しいですが、現時点におきまして放射線被ばくによる健康障害があったという話は聞いておりません。

飯田：皆さんの方から質問・意見を出してほしいと思います。

参加者：緊急作業に従事した人員が 11,700 って言われたんですけど。

杉山：実際に作業された方が 14,100 人。11 年 12 月までの。

参加者：それは放管手帳を持っている方の 5 分の 1 に該当すると思うんですが、今後 5 年間ということと言うと、ほぼ全ての方が緊急作業に従事するなんていう状態になるわけですよね。ちょっと言い方がまずいですが。放管手帳を持っている人のほぼ 5 分の 1 に当たると。そういう人はずっと繰り返し 5 年間働いていくっていう事だったら賄えるってことを言われたと思うんですけど、その際は 5 年働いて管理値を超えないってことが条件になってきますよね。そんな事から考えると 7 万の中で 14,000 の方が年間に必要で、しかも廃炉作業っていうのは 5 年に限らず何十年かにわたっていくとしたら実際に原発で働く人は足りるんですか。どんどん消費されていくわけですから、そのうち誰も働ける人がいなくなるって事が予想されますけどそこらへんはちゃんと計算されてますか。

杉山：正直にお答えして、このロードマップでは向こう 40 年間という廃炉の期間を設定していますので、その期間にわたって全ての作業を積み上げてどのくらいの方の人数の方が線量管理をして働くかるところまでは見えないところがあります。実際の作業そのものがはっきりしないところがあるので、大変申し訳ないですけどそういう状況が事実としてあります。その中でなんですが、申し上げました 14,100 人の方もいわゆる今申し上げた 2011 年 12 月までの間ずっと作業をしていたわけではなくて入れ替わり作業をしまして、イメージとしましてはトータルで作業に係った人の一覧を作りますと 14,100 人になるというイメージの数字です。全ての方が 1 日 8 時間 12 月までベッタリ働いたというイメージではない数字なんです。実際に作業をする時間とかで考えますと、少なくとも見通せる範囲の中では十分作業員の方は確保できるだろうという見込みは得ているところです。

参加者：どういう計算かっていう詳細については別途示してください。私の計算では廃炉に 40 年かかるっていうんだったら当然、今 7,8 万の放管手帳保持者は全て線量オーバーで働けなくなると。つまり廃炉作業がそこで止まるか、それとも労働者が危険線量をオーバーして死ぬほど働かないと廃炉ができないか。どっちかだと私は思っています。詳細な計算は別途お願いします。もう 1 つだけ関連してお伺いしますが、1 月以降福島で働く労働者の人数と月々の被ばく量のデータは 3 月以降 12 月まで出ていたんですが、そのデータが東電から出なくなっていますけれども、それはなぜですか。報告を要求し続

ける気はありますか。

建部：何月から仕事に入った人がずっとどのように被ばくしたかっていうのが追跡できなくなっているということ。トータルしか出なくなっているということ。これまでは従事した期間ごとに、期間ごとに3月に従事した人、4月から入った人っていうようにして仕事について月ごとに区切ってこの3月から従事した人は例えば10月末でどんだけ被ばくしているかという分布。7月から入っている人はどんだけ分布してるかっていうのを分けてやっていたのを10月くらいから全部まとめてしまって全然追跡できないことになっています。トータルしかわからないと。

参加者：実際ちゃんと成立すると言われた計算の根拠となるような数字あるいはトレンドが見えなくなっちゃってるんじゃないんですかと聞いているんです。そういう意味でも、廃炉はできます、労働者は安全ですと言われる根拠が不明になっているんじゃないんですかって聞いているんです。

杉山：私どもが承知している限りでは、管理をおこなっているのは東京電力において1月以降引き続きまして個々の作業員ごとの線量管理は診断されていると聞いていますので、公表している資料については承知していないんですけども、事業者としてはその管理は引き続きなされていると考えています。そのデータに基づいて作業員の方の線量管理はしっかりなされている状況は変わらないと承知しています。

参加者：さきほどお願いした大丈夫だと言われる経産省としての計算根拠をお示してください。

杉山：ロードマップを作成したときに検討した資料を少し確認しましてご要望に沿えるようなものを準備したいと思います。

水口：労働弁護団でいま数人の福島原発で緊急作業した方の相談が来ています。いくつか特徴がありまして、さきほど説明をされた長期健康管理の対象。私どもが相談を受けているのは皆さん1ヶ月程度作業をされて20ミリシーベルトないし、25ミリシーベルトの被ばくをされた方です。ですから手帳の交付対象ではないという事で非常に不安に思っています。データベースには登録されるはずなんですが、その方々の所にはデータベースの登録証は送られてきていない。なぜなら下請けの非正規の労働者の方々に既に離職をしているという事で送られてきていないという相談を受けています。特に離職をされた方々について確実に登録をされてデータベースで管理をするっていう事でどのような努力を事業者、あるいは厚労省としてされているのかという点をまず一点まずお聞きしたいと思います。それとその方々の労働契約形態をみると何人かの方は1人親方同然に扱われているという方もいます。同時に請負労働者として例えば九州の何とか工業というところが口を利いて2次下請けのところに行って、その2次下請けで福島原発の中で作業指示を受けていると。しかし給料は九州の何とか工業というところから払われて、そこまでにピンハネをたくさんされているという方が相談を受けている方全員そうですね。偽装請負や派遣労働、違法派遣が私どもが把握している限りでは蔓延していると思います。おそらく実態はそうしないとなかなか人が集まらないという実態があるかのようですけども、そのあたりの下請けの労働者の雇用管理についてどのように危機感を持っているのか。それについて適正な管理を

するように東電ないし厚労省としてきっちりと指導をするという予定があるのかどうかをお聞きをしたいと思っています。

厚労省：離職者について登録証の交付対象になるのかどうかというお話なんですけれども、現在、さきほど言った手帳登録者の全員まではやりきれてないんですが大多数、9割以上の方々について事業者に住所確認をお願いしました。そのうち離職したため、登録証の送付先の住所は「当社では把握できていない」という回答を頂いているところも中にはあるんですが、まずは一人親方を含めまして労働者の方々に着実に届くようにその頂いている住所に書き留めて郵送しているところです。そのうち、書留でするので届かなければこちらに戻ってきますので今後、届かなかった分についてはどのように住所を追跡していくのかを検討しながら登録証の発送を進めていく方向で考えています。

飯田：それは必ずしも緊急作業の中で実際にそういう作業をされた、あるいは警備だとか色んな方々が入ってるわけだけでも、そういう方たちも対象になるわけですね。

厚労省：私どもからお送りする予定の登録証は今のところ1万8500と先ほど言いましたけど、先ほど経産省さんがおっしゃっていた1万4000との乖離は警備とか入退室の管理をやっていた方とかそういう方も含まれるので、構内で働いているという条件が付いているものだと。福島原発の外で働いている、あるいは福島第二原発で働いているというような方々は登録証の送付対象にはしておりませんが、構内であれば対象にしています。被ばくが1日とか2日で10ミリ、20ミリっていう先ほどおっしゃった方であれば通常東京電力の線量記録としては残っているので、私の思うところで今のところ登録証の送付対象としてリストに上がっているのではないかなと思います。

水口：まだ来てないんですよ。

厚労省：全体の3分の1しか送れていないので、近いうちにまた発送する予定にしています。二点目の、

水口：偽装請負とか違法派遣が実体化しているという認識がまずあるかと。それについて何か特別な対応をする予定があるかという質問です。

飯田：それは監督の方じゃないの？

厚労省：偽装請負の関係につきましては職業安定局が所掌しておりまして、そういった情報が寄せられた労働局あるいは職業安定局に寄せていただければ必要な指導をおこなう事になると思います。

厚労省：あとは偽装請負ですとか、監督・指導のとき個別具体的に判断した上で労働者かどうかというのも判断していくものですので、以前も派遣法違反の話で新聞に出たっていう話もありますので、こちらとしても承知はしております。ただどうしても、臨検監督ですとかそういったところで確認しきれずにそういった情報で労働者ではないかだとか、ピンハネ、中間搾取というような話ではないかという事であればそういった情報も監督署ないし労働基準関係機関に相談いただけたらと思っています。

中村：お尋ねしたいんですが、偽装請負については職業安定の管轄と先ほど伺ったんですが、そういう事ですかね。

厚労省：その実態が最終的に偽装請負の中で派遣労働と呼ばれるものであれば、当然、派遣については安定局の方の対応になりますし、偽装請負を請け負った方が例えば一人親方ですとか個人で請け負った部分について労働者性が認められるのであればそれは労働基準法ですとか労働安全衛生法による規制の対象になりますので、それについては各監督基準行政の所掌になるかと思えます。

中村：私は全国日雇い労働組合協議会に所属しておりますけども、建設業については少なくとも偽装請負は当たり前なんですよ。元請さんと1次下請けの間では、請負契約書は交わしますけども、その下では請負契約交わしてませんよほとんど。明文化してね。原発労働はもっとひどくて、建設業については一応、建設業法などで元請業者が下請け業者の指導責任があるという事が明記されてますのでまだ良いんです。不利益を受けたら元請さんに言う事が可能なんですよ。だけどプラント業や製造業ではそういう規定もないし、実際に元請・下請関係の調査や指導するのはほとんどなされてないんじゃないんですか？どこがやってるんですか？聞いた事が無いんですけど。例えば福島第一原発に入っている3次下請、4次下請の会社が偽装請負でないのか。本当に請負契約なのか。どこが調査して、どこが実態を把握しようとしているのかを教えてください。

厚労省：実際に1次2次3次4次まで数からすると2000近く関係事業者がいると思うんですけど、指導の対象となるのは富岡労働基準監督署になります。ただ実際、富岡労働基準監督署っていうのは非常に小さい監督署なので人員的に労働局と局と連携・協力しながら福島第一原発の指導も定期的におこなっています。人員的に限られていることから、そういった情報があれば労働局・監督署にお寄せいただければ指導の参考にさせて頂きたいと思っています。

中村：情報があればじゃなくて、ある業者が福島原発に入場するときに本当にそれが適格業者であるのか、不適格業者であるのか、誰が判断をしているのかっていう事をお聞きしたいんです。例えば今回も出しましたが、17歳の労働者。二本松では暴力団の介入。こういう事がなぜ事前に阻止できないのかという事ですよ。これがはびこっているという事です。誰も福島原発に入る4次下請や5次下請、そういう下請会社が適格業者なのか、不適格業者なのか、労働者の権利を守っているのか、守っていないのかという事について誰一人審査していないんじゃないのかっていうのを聞いているんです。だからはびこるんでしょう。

川本：補足で良いですか。だからね、さっき一般論で答えられた。1番は個別だから出せないだとか。今度また再要求しますけど、数字も出してないでしょう？何回入ってという数字だったらいいじゃない。どこの業者が就業規則作ってなかったのかね。A社が駄目、B社が駄目って言わんでいいですよ。何件入って、賃金台帳ちゃんと作ってませんでしたとか、就業規則作ってませんでしたなんて山ほどありますよ。労働契約書もありませんでしたなんて。それで100件入って50件悪かったとか出すじゃないですか統計資料。年間通じて例えば神奈川労働局でタクシーだったら何パーセント違反がありましたとか。

そういうのずっと出てないじゃない。そういうの出してないでしょう？統計的な数字で。それを基に議論しましょうよ。人数は限られてますけど、逆にあんなとこに 2000 も業者入って普通はなかったわけです。色んな所から来てますよね。大阪じゃのなんちゃらのね。で、事業所の所在地が違うじゃないですか。全部富岡じゃないでしょう？色んな所にあるわけでしょう元々のが。そこの監督署とも連携しないとそれはやり切れるはずないですよ、福島労働局なんかでは。そういう事を体制組んでやる気があるんかないんか、やってんのかって話をいましてるわけですよ。そのためには現状どこまでやっておられるのかね。この 1 年間でも何でも良いですけど、ちょっと落ち着いてから 12 月以降でもいいですよ。どのくらいの臨検監督してどういう法違反があって、どういう会社なのか。A 社か B 社かなんかどうでもいいんですよ。どうしても良くはないけど、とりあえずはいいです。そういう事をまずきちんとデータで出してもらって、それで議論しましょうよ。そういう事をやらないかんという認識が無さ過ぎるんじゃないかっていうのが今回の要請なんです。発表されてんのは警察が頑張った話とたまたま東電が見つけた話だけでしょう？厚労省が見つけた話じゃないんじゃないの？経過を知らないけど。

参加者：今の方がおっしゃったとおりで、私も自分の息子が原発で働いています。いま福一とか警戒区域内、あの辺りを毎日歩いているのかなあと毎日思い出します。働いている人たちはあなた方と同じ人間です。私が聞いた話では福島第一原発の作業員はもってあと 5 年だと聞いています。5 年後に作業員がいなくなったら、廃炉まで 40 年かかるという作業は誰がするんでしょう。そんな事を言いながら本人たちは「この福島で起こった事は俺たちのふるさとだから俺たちがけりをつけなければならない。頑張らなければならないんだ」と言って、戦争中の特攻隊のような考え方で俺たちしかやる人がいないんだと思って頑張っています。私はやめろと言っていますけれども聞く耳を持ちません。皆さん病気になったら病院に保険証を持っていきますよね。福利厚生は全部バッチリ入ってますよね。あなた方がなんでも整っているものが、何にも整っていない労働者がいるということです。私の娘の友達も 8 年間働いてきた所の社長にいつ社会保険に入れてくれんだって言ったら、「お前の事は目にかけてるんだ。来年には入れてやるから、来年には入れてやるから」。そうやって高校卒業して 8 年間未だに社会保険に入れてもらっていません。先日、腰を痛めました労災も使ってくれませんでした。「お前に労災を使ってしまうとこの先うちの会社が仕事がしにくくなる」。そう言われてその若者はあきらめたそうです。あなた方は信じられないかもしれませんが、そういう事がまかり通る社会もあるという事です。もし知らなかった認識を改めて、自分たちと同じ人間の若者たち。あの原発の後始末をしている人たちにせめて最低限度の権利を認めてほしいと思います。あなた方の努力でそれが改善されると思います。どうか必死に考えてください。よろしく申し上げます。

建部：すみません、2 の①に関してですけどね。50 ミリシーベルト以上の人にのみ手帳を交付したという事で、回答は端的に言えば法律の限度を超えたからだということですけども。労働者の線量分布が東電から発表されていますよね。それでおおまかに計算すると、50 ミリシーベルト以上被ばくした人の、ICRP は集団線量を使ったらいかんと言ってるけど、労働者はちゃんと測られてるし線量も高いのでそんなに無視することはないと思うんですけど、いわゆる集団線量で考えると 50 ミリシーベルト以上の人の比率が 0.1。残りの方が 0.9。一応、集団線量に比例して晩発障害が出ると言われてますから、そうすると手帳を配った人は被害者の 10 分の 1 にしか配ってないという事になるんですよ。人数的にはもっと違いますがね。大きな比率がありますけども。健康被害的な考え方でいった場合でも 9 割の人の

健康診断は離職をしたらもう知りませんという扱いになっていると。だからいま言われてたような限度を超えたような人だけにしかやっていないという対策になっているんですよ。それは変えるべきじゃないですか？全員を対象にして、離職しても健康診断をやって早期発見、治療とかもすると。そういう根本的な対策をやっていくべきじゃないですか。

厚労省：一応、50 ミリシーベルト以下の方々に対しましても、健康相談窓口というものを設置しまして、そういう不安を感じたときの問い合わせようの窓口を設けることとしております。先ほど言いましたように、今回、東電福島第一原発の従業員に関しましては健康管理手帳の要件の考え方を大きく変えていると。1 つには、リスクという観点で見ると 2000 ミリシーベルトという高いところであったんですけど、そこで線引きをするとなると全く制度として意味を成さないのので一定の線引きとして 50 ミリシーベルトと。

建部：私は今そんなことを言ってるんじゃないくて、これは厚生労働省の枠を超えてくるかも知れないんですけども、福島の復旧作業にあたった人、これからしていく人は絶対に必要なわけでしょう？誰も働かなかった原発はどうしようもなくして対応できないじゃないですか。その分、被害は国が面倒を見るっていう基本的な考え方に立たないと。単なる労働災害に留めてしまっただけではいけないと思うんです。労働災害だって国がやらないといけないけど、現実には起きている福島の被ばくは明らかに強制された被ばくですよ。個人にとったら色々な理由はあるかもしれないけど、トータルとしたら絶対にやってもらわないといけないという事でやらしてるわけですよ。だから、被害は全部みると。1 人残らず見るという事になるわけですよ。補償という事から言えば、何かある水準があって、それ以上でなければ認めないというのは保証じゃないんですよ。完全補償というのは被害者を漏らさず見るという事ですよ。そういう基本的な考えができてないと思うんですよ。そこを直してほしいという事を言ってるんですけど理解してもらえますか。

飯田：その上せっかく長期的な健康管理制度を作って、データベースも作って登録をして 1 万 8500 人の対象だという人たちに対して。しかしそれも去年の 3 月から 12 月の 15 日までの人でしょうか？基本的にはそれ以降に入ってくる人は対象外じゃないですか。要するに登録証もなければ長期的な健康管理制度の対象者でもないという事になってしまうわけですけども。しかし今後 5 年あるいは 40 年かけて廃炉に向かっていく中で、緊急作業という事でそれは果たして妥当かという議論はそもそもあるんですけど、去年の 12 月の 15 日までの人しか対象にしないという事もおかしい話だと思うんですよ。今後、何があるかわからないし、どれだけの人が必要になるか。一応、一定の見積もりは出てるかもしれないけども、それさえわからないとおっしゃってるじゃないですか。状況がこれからどうなるかわからないですよ。高線量の作業がまだ残っている。そうした中でデータベースにとりあえず 12 月 16 日以降に入った人は対象じゃないですよとすること自身もおかしいと思います。継続してやるべきだと思いますが、その点も含めてご回答を頂けませんか。

川本：今の補足で回答を頂きたいと思います。4 の①の回答が無かったように思うんですけど。趣旨は同じです。放射線量とか時期で区切る理屈はわかりました。わかりましたけど、要は住所もわからん人がおるわけでしょう？だから、むしろ逆に具合がわるくなってやめた人は何でやめたのとか、病気の

方おられるんじゃないんですかって健康診断のあれで出す人いますけど、はっきり言って定期健康診断で診断書なんか書いてくれちゃうのをよくうちの関連の診療所も言われるけど、事細かに書いたら雇ってくれませんからとりあえず問題ないですっていう診断書しか出さんわけですよ。だから具合悪くなってやめた人とか、休職した人のやつを積極的に調べようという姿勢がないと、結局データベースを作るのはいいけど不十分なものになるんじゃないですか。その点をやるきあるのかないのかを聞かれているんだと思います。

厚労省：4の①につきましては、労働安全衛生法の関係で言いますと死傷病報告という制度がありまして、業務によって起因した、

川本：それは知ってます。だから現行制度を超えてやってくれってという要請をしたんです。死傷病報告をするのは当たり前で、かつデータベース以上のことをやってくれって要請してるんです。必要がない、努力する、検討するのどれかです。

厚労省：データベースに関して12月15日で線引きしたっていうのは、1つの線引きの基準としてステップ2の節目でもあったので、ここでの線引きをまずは考えられるのではないかという事で長期的健康管理検討会でこのような線引きにさせて頂いたところです。実際にこれで運用して行って不十分という事がもし出てきた場合には検討する余地があると思いますけども、現段階でただちに検討するとまでは断言できません。

水口：適切な雇用管理をして初めて労働者の労働と安全が守られるわけですよ。そういう雇用管理がされていないという認識をまずは持つべきだと思うんです。そして飯田さんがおっしゃったのは、要はこれから40年も続くような廃炉作業の人員をどう確保していくのかっていうのは全体の問題だという事になれば、福島原発で収束作業をする労働者については特別な手当をして、そこで危険な作業を今後もやっていかなくちやいけないんだからと。でも国が特別な安全対策をしますよというメッセージを出さなければ人も集まらなくなるじゃないかと。危険な作業でもし事故があれば、将来発症してしまうという危険があるまま取り残されていってしまうじゃないかと。そういうシステムを福島原発で作らないと誰も労働者はいかなくなってしまうんじゃないかという事を言っていて、一般の法をそのまま適用するんじゃなくて福島原発について特別な現行法以上の対策を取るっていう、そういう時期なんじゃないかって言ってるんですよね。それは厚生労働省が言う事なんじゃないんですか。

飯田：これやらしてくれよって厚生労働省が手を上げて他の省庁を説得してやればいいじゃないですか。時間も過ぎてしまっているのが最後にご答弁頂きたいと思いますが、その点はいかがですか。今なんとか漏れなくやろうというお仕事で精一杯かもしれないけれど。

厚労省：データベースの関係で言いますと、1月以降に入場された方っていうのもそれなりにいるっていうのは把握してますけども、まずは12月15日のデータを登録し長期的にきちんと管理していくという体制を取る事を優先事項として取り組んでいくこととしておりますので、いま頂いたご提案とかはその後検討していくことになるのではないかと考えています。

飯田：わかりました。1回作ったデータベースですから、別にデータを蓄積していくことについてはシステムさえ作ってしまえばできないことではないわけで、別に大きな手直しが必要なわけじゃない。データが増えていだけだから。別に難しい事でもなんでもないと思いますよ。まあちょっと時間が経過してしまいましたすいません。なかなか思ったようなご答弁を頂いていないんですが、最後にあと1、2人の方にご意見があれば出して頂こうと思うんですけどいかがでしょうか。

参加者：3月の交渉のときにステップ2以降も高線量被ばく作業については事前に富岡労働基準監督署でチェックして被ばくの管理していくという風に、ステップ2以降も変わらないと回答を頂いてるんですけども、先ほどからの回答ですと3月に頂いた回答より後退してるような印象を受けるんですけども。

厚労省：ステップ2以降も以前も作業ごとに作業届というのを出して頂いて審査をするっていう取り組みをやっているんですけども、その審査をする中で東京電力の社員に関しまして真にやむを得ずに被ばく線量が高くなってしまうようなものについては事前にどなたが作業に従事するのかっていうのはリストを頂いた上で、そのリストに載っている方だけ緊急作業に従事するのを認めると。今までは法令上これに該当すれば緊急作業に該当しますっていうやり方をしていましたけども、現在は具体的に誰がやっているのかっていうのを確認しながらさっき言った作業届の審査をやっておりますので、3月の時点で回答した内容と基本的には変わらない運用をしております。

中村：福島原発内で意志の常駐体制が作られているという事ですよ。Jビレッジの中でやっていると思うんですけども。そこで元請、下請関係なく原発労働者であれば誰でもお医者さんに相談できると聞いているんですが、その結果とか相談件数とかは報告されているのでしょうか。一点は、そこに相談すると自分が調べられてどこの会社に所属していて、下請から排除されるんじゃないかといううわさが働いている人たちの中に広まっていると。簡単には相談には行けないよという話が出てるんですね。もうちょっと常駐体制という事でやってるであれば、相談件数とか内容について公表してほしいということです。それから不適格業者についての雇用関係なんですけども、何を基準にして不適格業者とするのか。例えば東電は国民健康保険を必ずコピーして提出してくれっていう話が出ていますけども、これが本来、4名以上の労働者を雇用した場合、厚生年金や社会保険に加入させなきゃいけないという義務を雇用主は負うわけですよ。雇用管理をどういうシステムで誰がやるのかっていう事と同時に具体的に示してほしいんですよ。こういうものはいかんよとか。最低限これはやってくれよとか。そういうシステムが無い限り今の雇用関係があいまいで、福島原発で1ヶ月働いても失職で働く場所もないという労働者がどんどん生み出されるばかりで、その点をぜひ検討して頂きたい。

厚労省：医療相談の状況なんですけど、定期的に報告を頂いている状況でないため、具体的に今現在どれくらいの方が相談を受けているとか診察を受けているとか統計上持ち合わせていません。

参加者：それJビレッジに診察を受けた人は東電の人は何人、下請の人は何人という数字を見ればわかるんじゃないんですか？

中村：だいたい公開すべきですよ。

厚労省：不適格業者については当然、労務管理っていうのは一義的には事業者の責任という事ですけど、今の段階でお話できることとしては、監督行政としては法違反が認められれば指導していきますという事でお話としてはこういう機会ですので、そういう話があるという事を確認させて頂きましたので今後の参考にお聞かせ頂いたということで、今の段階としては監督行政としては指導を適格におこなっていくという事です。

飯田：時間が経過をしましたので、これで終了とさせていただきます。引き続き課題となったこと、即座にご回答を頂けなかったこともあると思いますので今後ともよろしくお願ひします。